

入札説明書

島根労働局職業安定部職業安定課
島根労働局総務部総務課

「平成30年度就職支援セミナー事業」の調達契約に関わる入札公告（平成30年2月19日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 島根労働局総務部長 東平 真己
調達機関番号 017
所在地番号 32

2 調達内容

(1) 調達件名

平成30年度就職支援セミナー事業委託契約

(2) 仕様等

別添仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日～平成31年3月29日（予定）

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は総価とする。また、落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第29条の4、第29条の9、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第72条第1項、第77条第2号及び第100条の3第3号）。

3 競争参加資格

(1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭

和 38 年大蔵省令第 59 号) で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 入札書提出時において、過去 5 年間に職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号) 又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 ((昭和 60 年法律第 88 号) (第三章第四節の規定を除く。)) の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと (これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札時までに是正を完了しているものを除く。)) 。

ロ 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと (入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。)) 。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和 35 年法律第 123 号) に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律 (昭和 46 年法律第 68 号) に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること (特例措置によるものも含む。)) 。

ホ 入札書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(5) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格 (全省庁統一資格) において、「役務等の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、中国地域の参加資格を有している者であること。

(6) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(8) 就職支援に関する事業 (必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。) に係る実績を過去 3 年以上有する者であること。

(9) 平成 30 年 3 月 12 日 (月) 16 時 00 分までに、仕様書に定める書類を添えて入札参加申込を行うこと。また、開札後の島根労働局職業安定部職業安定課及び公共職業安定所担当者との事前打合せに、事業担当者とともに、講師及び補助員等が出席できること。

(10) 就職支援セミナーの講師については、キャリア・コンサルタント等の資格保持者として十分に専門的と認められる者又は企業の人事労務管理経験者等でこれと同等以上と認められる者等、就職支援の専門的な知識・経験を有する者であること。

(11) 上記 (10) の講師については、同日複数の場所で就職支援セミナーを開催することも考えられることから常時 4 名以上派遣出来る体制があること。

(12) 当該役務の提供にかかる迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ本契約を履行するための体制 (個人情報保護に関する措置を含む) を有すること。

4 入札に係る問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付場所

〒690-0841 島根県松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎 5 階
島根労働局職業安定部職業安定課 担当：錦織
電話：0852-20-7016 FAX：0852-20-7025

(2) 入札説明書の交付期間

平成 30 年 2 月 19 日 (月) 8 時 30 分～平成 30 年 3 月 9 日 (金) 12 時 00 分

(3) 本入札に関する問い合わせ先及び期間

ア 問い合わせの受付期間

平成30年2月19日（月）8時30分～平成30年3月9日（金）17時00分

イ 問い合わせの方法及び問い合わせに対する回答

本入札案件及び仕様書等に関する問い合わせは、平成30年3月12日（月）12時00分までに任意様式にその事項をとりまとめ文書（FAX可）で提出すること。

ただし、簡易な質問については、電話により行うことも可とする。

質問した者への回答は適宜行うこととするが、重要事項と当局が判断した回答事項については、入札説明書を交付した全ての者に通知する。

文章では表現しづらい部分もあるため、入札までには疑義等を全て解消しておくこと。

(4) 入札説明会の日時及び場所

平成30年2月27日（火）10時00分～ 松江地方合同庁舎5階 島根労働局小3会議室

入札説明会に参加を希望する者は、上記（1）に平成30年2月26日（月）17時00分までに上記（1）に電話またはFAXにて申し込みを行うこと。

5 入札書類の提出場所等

(1) 入札書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階
島根労働局総務部総務課会計第一係 担当：山崎 電話：0852-20-7006

(2) 入札書類の受領期限

平成30年3月12日（月）16時00分

6 開札の日時及び場所

平成30年3月13日（火）11時00分

島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階 島根労働局専用大会議室

7 入札書提出及び開札

本入札案件は、紙により厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行う。なお、電子入札システムによる提出は認めない。

8 入札書の提出について

(1) 入札書の提出方法

① 入札書は別紙1の様式により作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成30年3月13日開札『平成30年度就職支援セミナー事業委託契約』の入札書在中」と朱書きし平成30年3月12日（月）16時00分までに上記5（1）に提出すること。

また、郵送により提出する場合は書留郵便に限るものとし、二重封筒とし、表封筒に「平成30年3月13日開札[就職支援セミナー事業委託契約]の入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し上記アあてに平成30年3月12日（月）16時00分までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。

② 電報、ファクシミリ、電話等その他の方法による入札は認めない。

③ 入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

(2) 代理人による入札

① 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の住所、氏名を記入し押印（外国人

の署名を含む) をしておくとともに、入札時までには別紙2 委任状を提出しなければならない。

② 入札者又は代理人(以下「入札者等」という。)は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 代理人による入札において、開札時までには委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

③ 別紙4の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

9 開札

(1) 開札の取扱い

① 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(2) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札に参加する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を準備しておくこと。

10 その他

(1) 本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、平成30年3月12日(月)16時00分までに別紙3により平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写し等を上記5(1)まで提出すること。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低な価格をもって申込みをした者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、

落札者を決定するものとする。また、入札者等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、委託要綱に基づき、遅滞なく契約締結の手続を実施するものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記の②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。

(6) その他

平成30年4月1日までに、平成30年度予算案が成立しない場合は、別途協議する。

○様式等

- 別紙1 入札書
- 2 委任状
- 3 競争参加資格確認関係書類
- 4 誓約書

- 別添1 仕様書
- 2 委託要綱（契約書（案）を含む）

入 札 書

¥

案件名：「平成30年度就職支援セミナー事業委託契約」

上記のとおり入札説明書を承諾のうえ入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

名称又は商号

代表者

印

代理人

印

※代理人が入札する場合は、競争参加者の印は不要。
※代理人が入札する場合は、委任状が必要。

支出負担行為担当官
島根労働局総務部長 殿

委 任 状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め下記案件の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

案件名：平成30年 3 月13日開札
「平成30年度就職支援セミナー事業委託契約」

平成 年 月 日

住 所

名称又は商号

代表者

印

支出負担行為担当官
島根労働局総務部長 殿

競争参加資格確認関係書類

1 提出資料

- (1) 平成28・29・30年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用状況報告書の写し。または、法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（計画作成命令を受けていない事業主団体等においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）。ただし、常用労働者数が55人以下の事業主については様式1。
- (3) 法令の遵守に関する申出書：様式2
- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく平成29年の高年齢者雇用状況報告書の写し。また、常用労働者数が30人以下の場合、または、平成29年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業主団体等においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し。
- (5) 関係会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令59号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表：様式3
- (6) 次の各号の保険料について、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）において滞納がないことが確認できる領収証書等（写）
ア 厚生年金保険、イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ 船員保険、
エ 国民年金、オ 労働者災害補償保険、カ 雇用保険
- (7) 誓約書（別紙4）及び添付書類

2 提出期限 平成30年3月12日（月）16時00分（時間厳守）

障害者の雇用状況に関する報告書

平成30年度就職支援セミナー事業に係る入札に参加するに当たり、平成29年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
島根労働局総務部長 殿

A 事業主	(ふりがな) 氏名 (法人にあつては 名称及び代表者 の氏名)	() 記名押印又は署名	住所	〒 (Tel - -)
B 雇 用 の 状 況	① 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)			人
	(ロ) 短時間労働者の数			人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 ((イ)+(ロ)×0.5)			人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数			人
	② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	(ホ) 重度身体障害者の数			人
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数			人
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数			人
	(フ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数			人
	(リ) 身体障害者の数 ((ホ)×2+(ヘ)+(ト)+(フ)×0.5)			人
	(ヌ) 重度知的障害者の数			人
	(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数			人
	(リ) 重度知的障害者である短時間労働者の数			人
	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数			人
	(カ) 知的障害者の数 ((ヌ)×2+(ル)+(リ)+(ロ)×0.5)			人
	(ヨ) 精神障害者の数			人
	(タ) 精神障害者である短時間労働者の数			人
(レ) 精神障害者の数 ((ヨ)+(タ)×0.5)			人	
③		計 2の(リ)+2の(カ)+2の(レ)	人	
④		実雇用率(③/①の(ニ)×100)	%	

法令の遵守に関する申出書

平成 30 年度就職支援セミナー事業に係る入札に参加するに当たり、各種法令（下記 1 から 2 に係る法令を除く。）に違反する事実がないこと、今後とも違反しないことを申し出ます。

また、下記項目 1 から 2 について申し出るとともに、今後とも下記に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

- 1 入札書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、一般競争入札参加申込書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- 2 入札書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反行為があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
島根労働局総務部長 殿

住 所
名称または商号
代 表 者

印
印

該当項目 (1から2を記入する)

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

関係会社一覧表

1. 入札参加事業者

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

2. 関係会社

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(記載上の注意)

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

誓 約 書

私

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成 年 月 日

住所(又は所在地)
社名又は代表者名

印

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

